三好市水道事業経営戦略

団 体 名 : 三好市 事 業 名 : 三好市水道事業 策 定 \Box 平成 29 年 3 月

計 阃 期 間 平成 26 年度 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	明 治 4 1	年	3	月 日	計画	給	水 人		26,245	人
法適(全部・財務)	法適用(全部)				現 在	給	水 人		22,423	人
・非適の区分	(左週用(主部)				有 収	水	量 密	度	0.72	++m³∕ha

② 施 設

水		源	☑ 表流水 , ☑ ダム	. , ☑ 伏流水 , ☑	地下水,	□ 受	水 , [] その他	(複数選択可)	
施	設	数	浄水場設置数	19	管	路	延	長	392.9	
池	政	奴	配水池設置数	204	B	阳	延	区	392.9	Ŧm
施	設 能	力	15,916.95	m³/日	施	設 和	利 用	率	91.5	%

③ 料 金

三好市は、平成18年3月1日に6町村(三野町、井川町、池田町、山城町、東祖谷山村、西祖谷山村)が合併し、行政区域内人口34,103人、行政区域面積721.48k㎡の四国一面積をを有する市となりました。行政区域面積に占める山林面積が86.4%と平地が少なく、飛び地(三野町)があります。 本、消事業は、上水道事業が1、簡易水道事業が17、飲料水供給施設事業が8、その他の水道事業(簡易給水施設)が8、市全体で34 事業と山間地域に小規模水道施設が、広範囲に点在し、水道施設が多くあります。 水道料金は、合併前の旧町村ごとの料金体系のままで運用してきており、一部の水道事業については、料金改定を実施しましたが、 |水連料金に、合併前の旧町村ことの料金体系のままで運用してきており、一部の水道事業については、料金改定を実施しましたが、平成29年度からの簡易水道統合計画にある水道料金の統一は困難な状況です。 水道料金の考え方については、浄水場や水道管路などの施設の建設、改良等固定的な費用として、使った水の量にかかわりなく負担する基本料金と、その他の維持管理費用として、使った水の量に従って負担する従量料金で構成されています。 上水道事業料金については、経営状況、収支計画により、合併後2回料金改定を実施。簡易水道事業料金については、経営状況の悪い事業について、一部料金改定を実施。平成29年度以降は上水道1と簡易水道16、飲料水供給施設8事業が上水道に統合されることから、水道事業等経営審議会を平成28年に立ち上げ、統合後の経営状況、収支計画により料金統一に向け、調査検討する予まです。 余 体 系 の 概要・ 考 え 方 定です。 ※現行の料金体系は、別紙料金表参照 料金改定年月日 亚 日 成 24 年 4 月 1

4) 組織

※別図組織体制表のとおり(組織体制、職員数、職種、年齢構成)

(2) これまでの主な経営健全化の取組

(消費税のみの改定は含まな

・第11期拡張事業(平成14~18年度実施)による配水系統の変更により、施設の廃止等、維持管理の効率化を図りました。

・平成20年7月からの料金改定(基本料金・超過料金約56%増)により年間約5,000万円の収入増、平成24年4月からの料金改定(基本料金約14%増)により年間約1,200 万円の収入増

・平成20年7月からの料金改定に伴い、収支の均衡を保持し料金値上げの激変緩和策として一般会計繰入金を平成20年度から23年度までの4年間実施(地方公営企 ・ 一次20千月からが日本度とに日本・秋文との別を保持した単語により、「成を版されました。 成式 日本人できて 形なり 十段 かっとかった はんじん るき 正 業法第17条の2第2号、当該地方公営企業法の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみを持って充てることが客観的に困難であると認められる経 費)。 年度別繰入額は第11期拡張事業(簡易水道事業2か所の統合)の企業債償還金(元金・利子)と減価償却費を元々の上水道及び簡易水道区域給水人口按分率 により算出した額とする。平成20年度:3,100万円、21年度:3,500万円、22年度:4,000万円、23年度:4,300万円、4年間合計で1億4,900万円を繰り入れ。

L *1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。
①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだか、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析について

①経営の健全性・効率性について:過疎化高齢化による給水人口の減少に伴う水需要の減少、給水収益の減少により経常収支比率は年々悪化しており、累積欠損金 比率も増加している。流動比率は100%を超えているが、類似団体平均値に比べ比率は低いので現金の確保をさらに進める必要がある。料金回収率も給水原価に比べ 供給単価が低いため、欠損金の増加に影響しており、今後料金の値上げを検討する必要がある。施設利用率は類似団体平均値並で、有収率についても前年に比べ 改善されており、今後も引き続き漏水調査・修繕を進め、有収率の向上に努める。

②老朽化の状況について:中心となる浄水施設については、統合・拡張事業により更新しており現在のところ問題はない。管路耐震化率は微増で、管路更新率は減少傾向である。管路については平成19年度からの5カ年計画による布設替え事業により主となる配水管は更新できているが、それ以外は未整備であり管路延長も膨大で費用も掛かることから、今後は耐震化計画も考慮し更新順位を検討し、順次更新していく必要がある。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

合併後10年簡の実績を基に、国立社会保障人口問題研究所の人口推計により、地域の社会情勢も勘案し、人口を予測した。(平成29年度簡易水道事業統合後については、統合対象の施設の給水人口を予測し、上水道の予測と合算した。)

※給水人口の予測は、別紙給水人口・給水収益・有収水量予測表参照

(2) 水需要の予測

合併後10年簡の実績を基に、国立社会保障人口問題研究所の人口推計により、地域の社会情勢も勘案し、予測した人口により水需要を予測した。

※水需要の予測は、別紙給水人口・給水収益・有収水量予測表参照

(3) 料金収入の見通し

合併後10年簡の実績を基に、国立社会保障人口問題研究所の人口推計により、地域の社会情勢も勘案し、予測した人口・水需要により料金収入を予測した。

※料金収入の見通しは、別紙給水人口・給水収益・有収水量予測表参照

(4) 施設の見通し

各水道施設については、合併前の旧町村ごとによって供用開始の時期、設備規模、施設の更新等、それぞれ地域の状況、町村ごとの考え方によりそれぞれ対応をしてきました。合併後は、上水道、簡易水道ともに改良や配水管の耐震化事業等により施設・設備、管路の更新を進めてきました。平成29年度の簡易水道統合後は、三好市水道事業耐震化計画に基づき、老朽化度合いにより具体的な耐震化事業実施計画を策定し、施設・設備、管路の更新を進めていく考えです。又、水需要に伴う施設の余剰能力は、各施設の効率性も検討しながらできるだけ経営効率の良い運営ができるよう見直しを図ります。

(5)組織の見通し

平成18年3月1日に6町村(三野町、井川町、池田町、山城町、東祖谷山村、西祖谷山村)が合併し、上水道は池田町に1事業、簡易水道は池田町に4、三野町に1、井川町に3、山城町に7、西祖谷に1、東祖谷に1事業となり、それぞれ旧町村ごとに職員を配置してきました。また、飲料水供給施設が池田町に7、西祖谷に1施設、簡易給水施設が、池田町に6、山城町に1施設あり、それぞれ旧町村ごとに職員を配置してきました。上水道事業担当職員は合併当初、池田町に8人配置していましたが、職員定員管理計画に基づき平成28年度と1人づつ削減され、平成28年度末で6人体制となっています。平成29年度からは、簡易水道統合計画に基づき東祖谷以外の16事業と飲料水供給施設8事業が上水道に統合されることから、上水道事業担当者は、平成28年度末時点でのそれぞれの担当職員が移行されるため、17人(池田10人、三野2人、井川1人、山城2人、西祖谷1人、飲料水供給施設1人)になります。将来の職員数の見通しについては、平成29年度の簡易水道統合後外部委託が可能な事務事業の見直し等効率化を進めることにより、職員数の削減を検討します。

3. 経営の基本方針

簡易水道事業特別会計は、歳出に対し歳入で不足する部分については、一般会計からの繰入金に大きく依存しています。平成29年度の簡易水道統合以降は、上水道、簡易水道、飲料水供給施設合わせて25施設の経営となり、簡易水道事業特別会計分の一般会計からの繰入金は激減します。上水道事業会計は建設改良事業の地方債の償還等歳出が大きく増となるため赤字額が増大します。平成29年度統合以降は、建設改良事業については、三好市水道事業耐震化計画に基づき、老朽化度合いにより優先順位を精査し具体的な耐震化事業実施計画を策定し、施設・設備、管路の更新を進めていく考えです。さらに、施設・設備の廃止・統合、合理化により効率の良い運営を検討し、歳出を抑え経営の効率化を図ります。又、水道事業等経営審議会で上水道も含めた料金改定を調査検討する中で、給水原価、供給単価も比較しながら水道料金改定による収入増により経営健全化を図ります。

※上水道事業収支計画参照

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画): 別紙のとおり
- (2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
- ① 収支計画のうち投資についての説明

2. 将来の事業環境(4)施設の見通しでも記載したように、平成29年度統合後の収支計画を十分精査したシミュレーションにより、三好市水道事業耐震化計画に基づき、老朽化度合いにより、具体的な耐震化事業実施計画を策定し、施設・設備、管路の更新を進めていく考えです。

平成29年度の簡易水道統合後は、統合前の建設事業計画に基づき継続事業については、引き続き実施していくこととします。【以下事業実施計画】:平成29年度〔継続事業:地区配水管耐震化事業(5,400万円)、大利・川崎地区導水管耐震化事業(500万円)、二宮地区統合事業(3,600万円)〕、〔新規事業: 辻地区配水管耐震化事業(3,300万円)、州津取水施設築造事業(6,100万円)、池田地区配水管耐震化事業(7,000万円)、平成30年度[新規事業:井川区配水管耐震化事業(3,000万円)、池田地区配水管耐震化事業(3,000万円)、山坡地区(3,000万円)、1年度[新規事業:井川区配水管耐震化事業(3,000万円)、池田地区配水管耐震化事業(3,000万円)、山坡地区(3,000万円)、四地区区、1年度[新規事業:井川区配水管耐震化事業(3,000万円)、山坡地区(3,000万円)、四域地区(3,000万円)、四域地区(3,000万円)、四域地区(3,000万円)、四域地区(3,000万円)、四域地区(3,000万円)、四域地区(3,000万円)、1年地区配水管耐震化事業(3,000万円)、1年地区配水管耐震化事業(3,000万円)、1年地区配水管耐震化事業(3,000万円)、1年地区配水管耐震化事業(3,000万円)、1年地区配水管耐震化事業(3,000万円)、1年地区配水管耐震化事業(3,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(3,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(3,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(3,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(3,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(3,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(3,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(3,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(3,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(3,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(3,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(3,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(3,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(3,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(3,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(3,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(3,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(3,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(3,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(4,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(4,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(4,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(5,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(5,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(5,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(5,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(5,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(5,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(5,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(5,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(5,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(5,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(5,000万円)、1年地区配水管耐度化事業(5,000万円)、1年地区配水管耐度化事程、1年地区配水管耐度化事程、1年地区配水管耐度化率、1年地区配水管耐度化平、1年地区配水管耐度化平、1年地区配水管耐度化平、1年地区配水管耐度化平、1年地区配水管耐度化平、1年地区配水管耐度化和平、1年地区配水管耐度化平、1年地区配水管耐度化和平、1年地区配水管耐度、1年地区配料、1年地区配水管耐度化平、1年地区配料、

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標

平成29年度の簡易水道統合以降は、25施設の運営となり、2. 将来の事業環境(3)の料金収入の見通しに記載したように、それぞれシミュレーションする。一般会計からの繰入金は繰出し基準に定められたものとします。国庫補助金、企業債については、できるうる限り補助対象事業で建設改良事業を実施し、起債についてもできうる限り対象事業となるよう実施する。水道料金については、水道事業等経営審議会で簡易水道も含めた料金改定を調査検討する中で、受益者負担の原則、給水原価・供給単価も比較しながら水道料金改定による収入増を図ります。

水道料金については、合併後10年簡の実績を基に、国立社会保障人口問題研究所の人口推計により、地域の社会情勢も勘案し、予測した人口・水需要により料金収入を予測した。水道事業等経営審議会で簡易水道も含めた料金改定を調査検討する中で、受益者負担の原則、給水原価・供給単価も比較しながら水道料金改定により収入増を図る。

が、 企業債、国庫補助金については、、統合前の建設事業計画に基づき継続事業については、引き続き実施していくこととします。三好市水道事業耐震化計画に基づき耐 震化事業計画を策定し、施設設備・管路の更新は、できるうる限り補助対象事業で建設改良事業を実施し、起債についてもできうる限り対象事業となるよう実施する。

一般会計からの繰入金は繰出し基準に定められたものとします。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

施設の日常的な維持管理に関する委託等必要最低限以外の業務については、十分精査し、毎年実施を隔年にするほか、直営での実施可能か調査検討し、経費削減 を図ります。

平成29年度簡易水道統合後は、施設数の増により修繕も増えてくると考えられますが、小規模修繕などはできうる限り直営で修繕しながら経費の削減を図ります。

平成29年度簡易水道統合後は、ポンプ等動力を使用する施設が増大しますが、運転時間の削減が図れるよう、運転効率の良い施設運営により動力費の削減を図ります。

平成29年簡易水道統合後、各支所水道担当職員は、一般会計事務と水道事業を担当しており、水道事業会計の職員給与費は主に水道事業を担当する職員のみ計上している。、一般会計担当部署と協議しながら給与費の削減が可能か検討します。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI ・ DBO の 導 入 等)	
施 設・設 備 の 廃 止・統 合 (ダ ウ ン サ イ ジ ン グ)	給水人口の減少に伴う水需要予測により、施設、設備の廃止、統合が可能か調査検討し、効率化を図ります。
施 設・設 備 の 合 理 化 (ス ペ ッ ク ダ ウ ン)	給水人口の減少に伴う水需要予測により、施設の合理化に向け調査検討し、効率化を図ります。
施設・設備の長寿命化等の 投 資 の 平 準 化	
広 域 化	近隣周辺に広域化できる対象がない。
その他の取組	

② 財源について検討状況等

料		金	平成29年度からの簡易水道統合に伴い、各施設ごとの料金体系格差解消を図るため、水道事業等経営審議会で簡易水道も含めた料金改定を調査検討する中で、給水原価、供給単価も比較しながら受益者負担の原則を基本としながら、水道料金改定による収入増を図ります。
企	業	債	施設の改良更新等建設事業については、平成29年度統合後の収支計画を十分精査したシミュレーションにより、三好市 水道事業耐震化計画に基づき、老朽化度合いにより、具体的な耐震化事業実施計画を策定し、過剰な投資を避け企業 債の発行を抑えます。
繰	Д	金	上水道事業の一般会計からの繰入金は繰出し基準に定められたものとします。
資産の 収 入	有効活用等(*2) 増 加 の		平成29年度簡易水道統合後は、施設が増大するため、遊休資産の活用や小水力発電や太陽光発電など整備できるかどうか現地の状況等調査し、費用対効果も含め検討します。
₹ 0.	の 他 の 耳	瓦 組	

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委		託			料	施設の日常的な維持管理に関する委託等必要最低限以外の業務については、十分精査し、毎年実施を隔年にするほか、直営での実施可能か調査検討し、経費削減を図ります。
修		繕			費	平成29年度簡易水道統合後は、施設数の増により修繕も増えてくると考えられますが、小規模修繕などはできうる限り直営で修繕することにより費用の削減を図ります。
動		カ			費	平成29年度簡易水道統合後は、ポンプ等動力を使用する施設が増大しますが、運転時間の削減が図れるよう、ポンプ 運転水位の見直し等、できうる限り運転効率の良い施設運営を調査検討し、動力費の削減を図ります。
職	員	給		与	費	各支所水道担当職員は、一般会計事務と水道事業を担当しており、水道事業会計の職員給与費は主に水道事業を担当する職員のみ計上している。今後は、一般会計担当部署と協議しながら給与費の削減が可能か検討します。
そ	Ø	他	の	取	組	

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項

進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)等の経営戦略の事後検証、更新等については、一般会計の繰り入れの関係から年次ごとに、財政課(一般会計繰り出し金の関係)と検証する。又、定期的に水道事業等経営審議会で進捗状況等、事後検証を行います。

投資·財政計画 (収支計画)

																		(単	位:千円,%)
				年	1	度	平成26年度	平成27年度	本年度										
	区	分			_		(決算)	(決算)	(决算)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
	<u> </u>		AU.	d a					見 込					700 100					
	収	<u>1. 営</u> (1)料	業 金	収	<u>益</u> 収	(A) 入	268,213 266,420	264,511 262,750	261,956 259,896	538,250 536,250	525,375 523.375	563,688 561,688	549,993 547,993	536,463 534,463	523,125 521,125	556,100 554,100	542,000 540.000	528,200 526,200	514,700 512,700
	10	(2) 受	<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	■ 収	数 益	(B)	14	202,730	239,690	330,230	323,373	301,000	347,993	554,465	321,123	334,100	340,000	320,200	312,700
u-	益	(3) そ		の		他	1,779	1,761	2,060	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
収		2. 営	業	外	収	益	30,502	24,286			58,516	56,639	54,925	53,209	51,505	49,895	48,550	47,283	46,084
	的	(1) 補	17	助	=1 1=	金	2,616	6,124	2,563	114,879	33,516	31,639	29,925	28,209	26,505	24,895	23,550	22,283	21,084
	収			也 <u>会</u> その		助 金 助 金	2,616	6,124	2,563	28,817 86.062	33,516	31,639	29,925	28,209	26,505	24,895	23,550	22,283	21,084
益	٦٨ -	(2) 長	期前	受		更 入		17.818	25.887	25,951	25.000	25.000	25,000	25,000	25.000	25.000	25.000	25.000	25.000
-m:	入	(3) そ		の		他	27,886	344	Í	,	,	•	·	Í	,	·	·	ŕ	Í
		収	入		計	(C)	298,715	288,797	290,406	679,080	583,891	620,327	604,918	589,672	574,630	605,995	590,550	575,483	560,784
	-	1. 営	業	4Δ	費	用	310,845	285,639	307,040	574,356	549,501	541,630	531,378	521,107	512,883	498,189	485,696	463,678	445,430
的	収	(1) 職	員	給 E	<u>与</u> 本	費 給	56,992 26,396	57,137 26.633	57,000 26.000		122,000 70.000	122,000 70.000	122,000 70.000	122,000 70.000	122,000 70.000	122,000 70.000		122,000 70.000	122,000 70.000
1,1			7	型 艮 職		付 費	20,000	20,033	20,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
	益			<u> </u>	₀	他	30,596	30,504	31,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000
		(2) 経	-	21		費	91,268	65,280			153,393	153,176	152,959	152,742	152,525	152,308		151,874	151,657
収	的		<u> </u>	<u>助</u> 多	力	費	28,646	27,245			60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000		60,000	60,000
	םא			<u>寥</u> 対	繕 料	費	8,857 567	7,668 1,571	7,000 1,000	17,000 2,000	17,000 2,000	17,000 2.000	17,000 2,000	17,000 2,000	17,000 2.000	17,000 2,000	17,000 2,000	17,000 2.000	17,000 2,000
				<u> </u>	の	費 他	53.198	28.796	50.920	74.641	74.393	74.176	73,959	73.742	73.525	73,308	73.091	72.874	72.657
	支	(3) 減	価	<u> </u>	却	費 用	162,585	163,222	162,120	298,715	274,108	266,454	256,419	246,365	238,358	223,881	211,605	189,804	171,773
支		2. 営	業 ,	外	費	用	55,755	53,680		89,997	81,995	75,884	70,055	64,159	58,237	52,483	47,099	41,888	36,945
	出	(1) 支	払	の	利	息	55,657	53,310		89,997	81,995	75,884	70,055	64,159	58,237	52,483	47,099	41,888	36,945
	-	(2) そ 支	出	0)	計	他 (D)	98 366,600	370 339,319		664,353	631,496	617,514	601,433	585,266	571,120	550,672	532,795	505,566	482,375
	経		損益		(C)-(D)	(E)	△ 67,885	△ 50,522	△ 67,725	14,727	△ 47,605	2,813	3,485	4,406	3,510	55,323	57,755	69.917	78,409
特		別	利		益	(F)				,		_,	-,	.,	-,	,	,	,	
特		別	損		失	(G)	3,672	166	20		20	20	20	20	20	20	20	20	20
特业	左日	<u>別 班</u> 度純利益	益(又は糸	kit +B A	(F)−(G) ŧ) (E	(H) E)+(H)	△ 3,672 △ 71,557	△ 166 △ 50,688	△ 20 △ 67,745		△ 20	△ 20 2,793	△ 20 3,465	△ 20 4.386	△ 20 3.490	△ 20 55,303	△ 20 57.735	△ 20 69.897	△ 20 78,389
			: (ス は i 余 金 又 i				△ 294,612	△ 345,300		14,707 △ 398,338	△ 47,625 △ 445,963				∆ 431.831	∆ 376.528		△ 248.896	△ 170.507
流	~	動	, <u> </u>	<u>~ / </u>	× / //	産 (J)	448,447	406,071		2 000,000		2 110,171	2 100,700			2 070,020	2 010,700	2 2 10,000	2 170,007
			3	うっち	未」	収 金	58,564	53,367											
流		動	F.	<u>負</u>	≣⊼ ⊐⊢ ≐	債 (K)	171,177	164,228	-										
					<u>設改</u> - 時借				-										
) 5 5 ち		払金	55,458	42,891											
累	積	欠 損 金	比率((1)	<u>(D)</u> ×1	00)	Δ 110	Δ 131											
地方	5財:	政法施行令	3第15条第 の 不	1項によ	り算定し	ンた 額 ^(L)													
_			の 不 託 工 事 収		足 (A)-(B)	額 (M)	268.199	264.511	261.956	538.250	525.375	563.688	549.993	536.463	523.125	556.100	542.000	528.200	514,700
地	素 収 方		<u>ルエ 尹 収</u> ま に よ	7		•	200,199	204,311	201,930	ეაი,250	020,375	303,088	549,993	330,403	JZ3,1Z5	556,100	342,000	526,200	314,700
資	金	不 足	の比	率	((L)/(M														
資		金	令 第 16 条 の 不	:	足	額(N)													
解	消	i可能	規則第6	金不	足	額(〇)													
健事	全 化	法施行等	 令 第 17 条 の	により 規	算定し	た 模 (P)													
健全	全化:	法第22条に	 より算定し 足 比	.t <u>-</u>	((N)/(P														
				•		J						1							

投資·財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

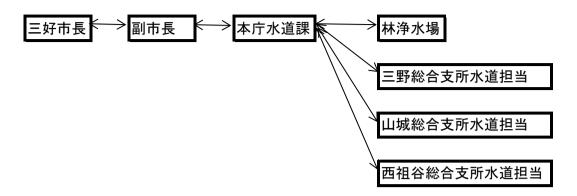
																	<u>(単位:十円)</u>
	_		年	度	平成26年度	平成27年度	本年度				_ 5	_ 5					
		区	分		(決算)	(決算)	〔決算〕	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
		1. 企	業	債	10,400	21,900	4,800	166,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500				
	資	うち	資本費 雪	平準化債													
l		2. 他	会 計 と	出 資 金			3,200										
資	l	3. 他	会 計 衤	浦 助 金	16,984	3,033	3,126	106,208	103,786	94,066	92,262	89,689	86,091	76,013	75,349	71,359	68,505
	本	4. 他	会 計 負	負担 金													
	l	5. 他	会 計 信	昔 入 金													
本	的	6. 国(郭道府県)補助金	14,577	14,600	4,286	26,882	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500				
7	נים	7. 固定	資 産 売	5 却代金													
		8. I	事 負	担 金				1,838									
	収	9. そ	の	他													
的	l		計	(A)	41,961	39,533	15,412	301,428	153,786	144,066	142,262	139,689	136,091	76,013	75,349	71,359	68,505
	lλ	(A)のうち3	翌年度へ繰	り越さ (B)													
	`		D財源充当	観													
ıl 		純言			41,961	39,533	15,412	301,428	153,786	144,066	142,262	139,689	136,091	76,013	75,349	71,359	68,505
収	資	1. <u>建</u>	設 改	良 費	43,689	54,653	55,425	200,624	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000				
		うち	職員	給与費													
	本	2. 企	業 債 位	賞 還 金	118,419	111,589	117,172	322,650	325,544	308,637	307,975	305,481	300,168	281,200	281,179	275,288	269,782
支	的			入返還金													
-	支		計 への	支 出 金													
	出	5. そ	の	他	1,794	1,585											
	H		計	(D)	163,902	167,827	172,597	523,274	375,544	358,637	357,975	355,481	350,168	281,200	281,179	275,288	269,782
	►的↓ 足する		本的支出額 (D)-(C)	額に (E)	121,941	128,294	157,185	221,846	221,758	214,571	215,713	215,792	214,077	205,187	205,830	203,929	201,277
1	歯	1. 損益	勘定留	保資金	118,630	124,224	157,185	221,846	221,758	214,571	215,713	215,792	214,077	205,187	205,830	203,929	201,277
'	m 盲			2 処 分 額							-				*		
	~	3. 繰	越 工 📱	事 資 金													
	ij I	4. そ	の	他	3,311	4,070											
ž	原		計	(F)	121,941	128,294	157,185	221,846	221,758	214,571	215,713	215,792	214,077	205,187	205,830	203,929	201,277
補	塡	財 源 不		(E)-(F)				•			•		·	•			
他	会	計借		残 高 (G)													
企		業		高 (H)													
				· · · · · ·		l					1						·

〇他会計繰入金

(単位:千円)

	· / \ <u></u>													(- 1 1)
	年 度	平成26年度	平成27年度	本年度										
区	分	(決算)	(決算)	(決 算) 見 込)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益 的 4	以支分	2,616	6,124	2,563	114,879	33,516	31,639	29,925	28,209	26,505	24,895	23,550	22,283	21,084
	うち基準内繰入金	2,616	6,124	2,563	28,817	33,516	31,639	29,925	28,209	26,505	24,895	23,550	22,283	21,084
	うち基準外繰入金				86,062									
資本的単	反支 分	16,984	3,033	3,126	106,208	103,786	94,066	92,262	89,689	86,091	76,013	75,349	71,359	68,505
	うち基準内繰入金	16,984	3,033	3,126	106,208	103,786	94,066	92,262	89,689	86,091	76,013	75,349	71,359	68,505
	うち基準外繰入金							_						
合	計	19,600	9,157	5,689	221,087	137,302	125,705	122,187	117,898	112,596	100,908	98,899	93,642	89,589

1. 組織体制



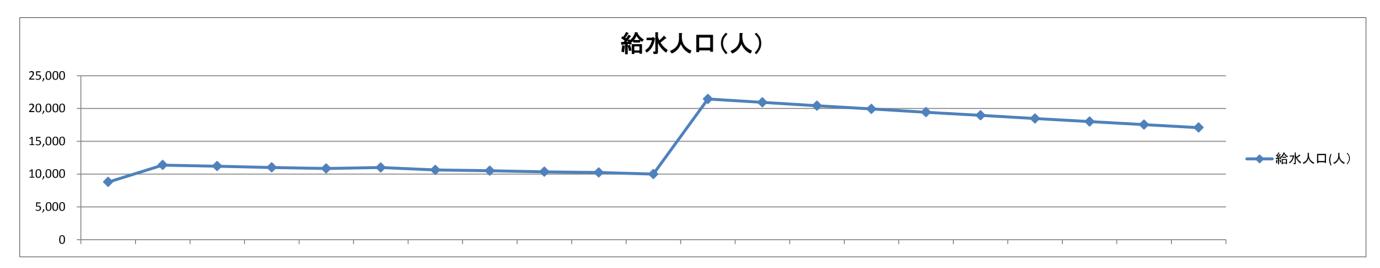
2. 職員年齢構成等

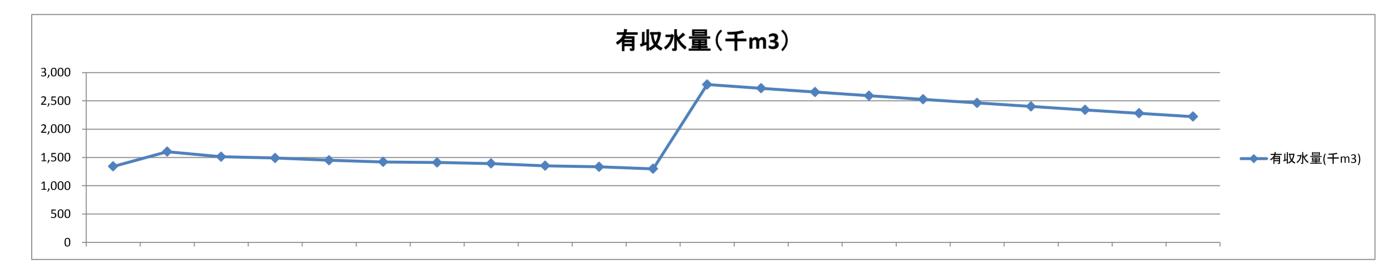
(平成28年度末現在)

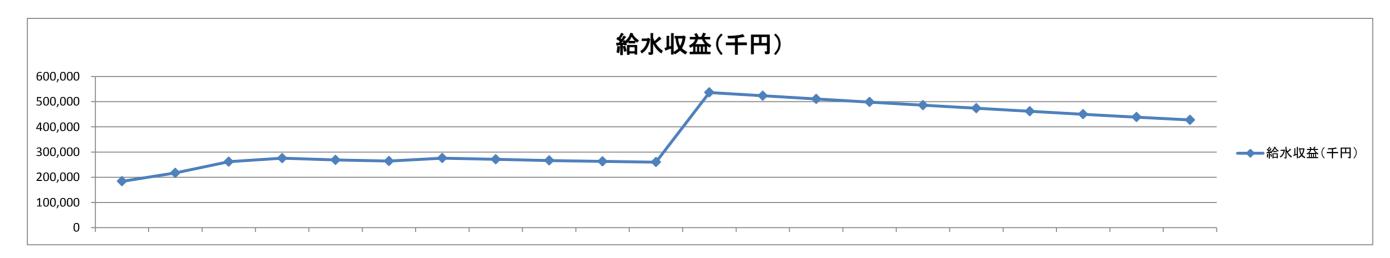
配属部署	職名	年齢	担当業務
本庁水道課	課長		課の総括・渉外
	主幹	60	三好市水道全般統計・調査・起債業務
	主任主査	48	池田·井川地区水道施設会計業務
	主任	42	池田·井川地区水道施設料金徴収業務
	主任	40	池田·井川地区水道施設料金徴収業務
	主任	37	池田·井川地区水道施設会計業務
林浄水場	主幹	56	池田·井川地区水道施設維持管理·工事関係業務
	主任主査	47	池田·井川地区水道施設維持管理·工事関係業務
	主任主査	46	池田·井川地区水道施設維持管理·工事関係業務
	主任主査	44	池田·井川地区水道施設維持管理·工事関係業務
	主任主査	44	池田·井川地区水道施設維持管理·工事関係業務
	主任	42	池田·井川地区水道施設維持管理·工事関係業務
三野総合支所	主幹	52	三野地区水道施設会計•料金徴収業務
	主任主査	46	三野地区水道施設維持管理・工事関係業務
山城総合支所	主幹	58	山城地区水道施設維持管理·料金徴収業務
	主任	34	山城地区水道施設維持管理·工事関係業務
西祖谷総合支所	主任主査	57	西祖谷地区水道施設維持管理・料金徴収業務

上水道給水人口·給水収益·有収水量予測 (平成18年~27年度=実績·平成28年~40年度=予測:平成29年度~簡易水道16施設と飲料水供給施設6施設が上水道へ統合)

年 月 区 分	要 平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
給水収益(千円)	183,904	217,310	261,533	275,531	268,468	264,049	275,916	271,270	266,420	262,750	259,896	536,250	523,375	510,625	498,175	485,875	473,750	461,750	450,000	438,500	427,250
有収水量(千m3)	1,342	1,602	1,513	1,490	1,451	1,421	1,411	1,393	1,353	1,335	1,299	2,789	2,722	2,655	2,591	2,527	2,464	2,401	2,340	2,280	2,222
給水人口(人)	8,796	11,374	11,204	11,015	10,851	11,007	10,632	10,517	10,351	10,250	9,996	21,450	20,935	20,425	19,927	19,435	18,950	18,470	18,000	17,540	17,090







水道料金:平成26年4月~(消費税8%)

上水道水道料金

上水道メーター使用料金

	1戸又	は1事業所	超過料金1㎡につき						
用途	1箇月	基本料金	11㎡以上50㎡未満	51㎡以上					
	水量	料金	11m以上50m木個	51m以上					
一般用	10 m³	1,728円	172.8円	216円					
官公署用	20 m³	3,672円	302.4円						
湯屋用	$200\mathrm{m}^3$	21,600円	172.8円						
病院用	300㎡ 34,560円		172.8円						
臨時用	1 m³ にっ	つき	540円						

工/// / 人//// 工	
口径	1個1カ月使用料金
13ミリメートル	108円
20ミリメートル	216円
25ミリメートル	226. 8円
40ミリメートル	486円
50ミリメートル	1,080円
75ミリメートル	1,620円
100ミリメートル	2,160円

簡易水道水道料金

池田(大利川崎簡易水道)

ŧ		
~	101 m³	
0 m³	以上	

	1戸又は1事果別			但迥	评金III(こりさ	
用途	1箇月基本料金		11~	21~	31~	51~	101 m³
	水量	料金	20 m³	$30\mathrm{m}^3$	50 m³	100 m³	以上
一般用	10 m³	1, 188円	118.8円	129.6円	172.8円	183.6円	194.4円
官公署用	20 m³	3,240円	4	21㎡以上	1	208	.8円
臨時用	1㎡につき				540円		

(三野簡易水道)

	1戸又は1事業所		超過料金1㎡につき		
用途	1箇月基本料金		11 301 [.		
	水量	料金	11㎡以上		
一般用	10㎡ 1,188円		140.4円		
官公署用	40 m³	3,780円	41㎡以上	118.8円	
臨時用	1㎡につき		216円		

池田(馬路簡易水道)

	1戸又は1事業所		超過料金1㎡につき	
用途	1箇月基本料金		11㎡以上	
	水量	料金	TIM以上	
一般用	10㎡ 2, 160円		140.4円	
官公署用	20 m³	5,400円	21㎡以上	280.8円
臨時用	1㎡につき		540円	

山城(川口・下名・大野・猫坊・北部・西部簡易水道)

	1戸又は1事業所		超過料金1㎡につき
用途	1箇月基本料金		11㎡以上
	水量	料金	11IIIØ上
一般用	10 m³	1,728円	144円
営業用	10 m³	1,645.7円	164.6円
臨時用	10 m³	2,160円	216円

池田(佐野簡易水道)

	1戸又は1事業所		超過料金1㎡	こつき		
用途	1箇月基本料金		<u> </u>		11 3DLL	
	水量	料金	11㎡以上			
一般用	10 m³	2, 700円	162円			
官公署用	20 m³	5,400円	21㎡以上	324円		
臨時用	臨時用 1㎡につき		540円			

山城(大津上西字簡易水道)

	1戸又は1事業所		超過料金1㎡につき
用途	1箇月基本料金		11㎡以上
	水量	料金	11IIIØ上
一般用	10 m³	1,296円	102.9円
営業用	10 m³	1,234.2円	123.4円
臨時用	10 m³	2,160円	216円

池田(馬場簡易水道)

16日(周初间30八足)				
	1戸又に	又は1事業所 超過料金1㎡につき		こつき
用途	1箇月基本料金		11㎡以上	
	水量	料金	IIM以上	
一般用	10㎡ <mark>3,240円</mark>		162円	
官公署用	20 m³	5,400円	21㎡以上	324円
臨時用	1㎡につき		540円	

井川(辻•井内•西井川簡易水道)

	1戸又は1事業所		1戸又は1事業所 超過料金1㎡につき	
用途	1箇月書	基本料金	301	
	水量	料金	11㎡以上	
一般用	$10\mathrm{m}^3$	1,404円	140.4円	
営業用	$30\mathrm{m}^3$	3,240円	31㎡以上	140.4円
官公署用	$25\mathrm{m}^3$	2,700円	26㎡以上	140.4円
大口用	$100\text{m}^{^3}$	10,800円	101㎡以上	140.4円
臨時用	1㎡につき		216円	

西祖谷(一字簡易水道)

東祖谷(落合簡易水道)

	1戸又は1事業所		超過料金1㎡につき
用途	1箇月基本料金		11㎡以上
	水量	料金	IIM以上
一般用	10 m³	1,209.6円	118.8円
営業用	10 m³	1,436.4円	162円

用途	1戸又は1事業所1箇月定額料金
一般用	540円

- ※ 税込の金額、超過金額は1㎡ごとに加算。
- ※ 料金及びメーター使用料の合計後、1円未満を切り捨てるものとする。

簡易水道メーター使用料

池田簡易水道(大利川崎・馬路・佐野・馬場)メーター使用料金

三野・井川・山城簡易水道メーター使用料金

口径	1個1カ月使用料金
13ミリメートル	108円
20ミリメートル	216円
25ミリメートル	226. 8円
40ミリメートル	486円
50ミリメートル	1,080円
75ミリメートル	1,620円
100ミリメートル	2,160円

一 月 月 川 田 州 町 刻 小 垣 /	/ 区川竹业
口径	1個1カ月使用料金
13ミリメートル	86.4円
20ミリメートル	151.2円
25ミリメートル	172.8円
30ミリメートル	216円
40ミリメートル	302.4円
50ミリメートル	594円

西祖谷一字簡易水道メーター使用料金

口径	1個1カ月使用料金
13ミリメートル	194.4円
20ミリメートル	259.2円
25ミリメートル	302.4円
30ミリメートル	367.2円
40ミリメートル	475.2円
50ミリメートル	1,425.6円
50ミリメートルを超えるもの	2,786.4円

飲料水供給施設水道料金

飲料水供給施設名		1戸又は1事業所		超過料金1㎡につき
		1箇月基本料金		11㎡以上
		水量	料金	11m以上
二宮地区		10 m³	1,830円	100円
峯の久保地区		10 m³	2,160円	150円
大申地区		10 m³	1,610円	120円
越替•小林地区		10 m³	1,610円	150円
下野呂内地区		10 m³	2,690円	150円
入体·小屋床地区		10 m³	3,090円	150円
吾橋地区 飲料水供	用途	1戸又は1事	業所	超過料金1㎡につき
		1箇月基本料金		11㎡以上
		水量	料金	1111115/1
給施設	一般用	10 m³	1,210円	120円
	営業用	10 m³	1,440円	160円

吾橋地区飲料水供給施設メーター使用料金

口径	1個1カ月使用料金
13ミリメートル	194円
20ミリメートル以下	259円
25ミリメートル以下	302円